

平成29年9月

お客さま 各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

(振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導し、現金を振り込ませる「還付金詐欺」が数多く発生しております。

当金庫では、兵庫県警察本部等からの特殊詐欺被害の未然防止への取組要請を踏まえ、被害を防止するための対応として、9月21日(木)から、下記のとおり、キャッシュカードによる振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○次の対象となるお客さまの口座は、キャッシュカードによるATMでの振込が出来なくなります。

※振込限度額を「0円」とさせていただきます。

○対象となる口座

・満70歳以上のお客様のキャッシュカード保有口座

・ATMで過去3年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない口座

上記条件を同時に満たす口座について、キャッシュカードによるATMでの振込を停止させていただきます。

○対応開始日

平成29年9月21日(木)

○上記のお客様がキャッシュカードによる振込を希望される場合

営業時間内に当金庫お取り扱い店の窓口へお申し出ください。ご本人様確認のうえ、振込できるよう変更させていただきます。

なお、お手続きの際には、「本人確認資料」「キャッシュカード」をご持参ください。

※振込をされてから、3年間ATM振込をされなかった場合、再度、ATM振込を停止させていただきます。

○キャッシュカードによる「お預入れ」「お引出し」は、従来どおりご利用いただけます。



西兵庫信用金庫